

掛川市規則第10号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画調整課		
	生涯学習協働推進課		
	地域支援課		
	I T 政策課		
	市民課		
健康福祉部	福祉課		
	高齢者支援課		
	保健予防課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
こども希望部	こども希望課		
環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	お茶振興課		
	商工観光課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所	支所長の職にある者		

出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育委員会事務局	学務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画調整課		
	生涯学習協働推進課		
	地域支援課		
	I T 政策課		
	市民課		
健康福祉部	福祉課		
	高齢者支援課		
	保健予防課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
こども希望部	こども希望課		
環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	お茶振興課		
	商工観光課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所			

出納局	
教育委員会事務局	学務課
	学校教育課
	社会教育課
	図書館
議会事務局	
監査委員事務局	
消防本部	消防総務課
	予防課

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号(その1)(第9条関係)

静岡県掛川市

納入済通知書

					合計金額			円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		
納期限		期別		通知番号				
指定期限								

延滞金	□□,□□□□,□□□□ 円	督促手数料	□□,□□□□ 円	総合計			円
納付者氏名				領収日付印			
コンビニ					(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。		
(掛川市/コンビニ本部控)							

□ ※切り取らないでお出しく下さい。

納付書原符兼払込金受領証  
(掛川市)

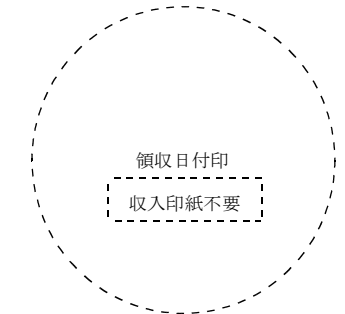
期別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
料 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納 期 限	
指定期限	

主管課名	領収日付印
静岡県 掛川市	

(金融機関/コンビニ店舗控)

領 収 証 書  
(掛川市)

通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
料 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
指定期限	



(納付者控)

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

左記の金額を領収しました。

## 附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。